平成30年4月より当院は厚生労働省の定める

「かかりつけ医機能を有する医療機関」として認定されます。

かかりつけ医とは

「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師」（日本医師会ホームページより）です。

お気軽にご相談ください

健康診断の結果等に係ること、保健・福祉サービスに関することなども含め、夜間・休日を含め対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。また医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関が検索可能となっています。

令和２年４月１日　奄美中央病院　院長